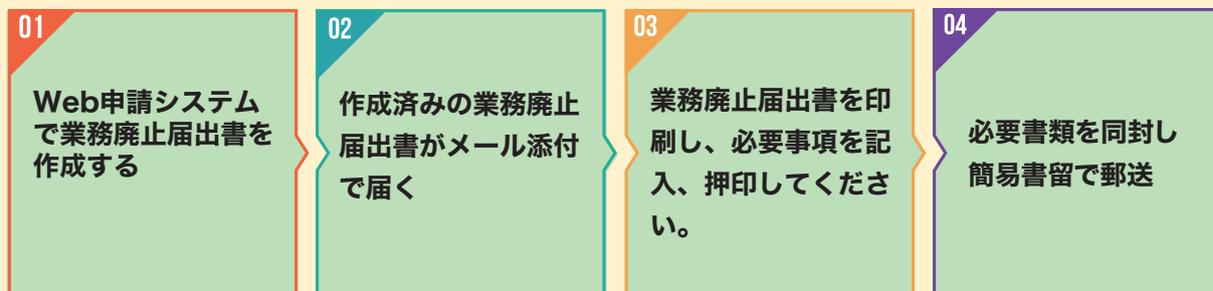


申請ガイド

5. 業務廃止手続き

[目次に戻る](#)

業務廃止届出書手続きの流れ



RCCM資格を利用しないときは

- ・業務廃止届出書の提出および登録証、携帯登録証の返却をする必要があります。
- ・「RCCM Web申請システム」から業務廃止届出書を作成します。

【このガイド内、Web申請システム申請書作成ボタンより手続き可能です。】

業務廃止届の提出について

- ・随時受け付けています。
- ・登録している会社等(個人事務所および個人事務所を設けていない個人を含む)を退職、RCCM資格を利用しない、又は死亡した場合は、本人又はその相続人若しくは法定代理人が、30日以内に登録証及び携帯登録証を添え、その旨を協会会長宛に業務廃止届出書を以って、登録抹消を届け出なければなりません。

必要書類および返却物について

- ◎必要書類および返却物は、まとめて一つの封筒に同封してください。
書類の詳細については、それぞれの申請ガイド [\(赤字下線部分をクリックのこと\)](#) をご確認ください。

必要書類	枚数	備考
①業務廃止届出書	1	Web申請システムで作成してください。 ※一度のボタン操作で、登録中全ての部門の廃止手続きが可能です。 メール添付で、業務廃止届出書のPDFファイルをお送りします。 印刷し、ご提出ください。 【このガイド内、Web申請システム申請書作成ボタンより手続き可能です。】
返却物	枚数	備考
②廃止する勤務先名記載の登録証および携帯登録証の原本	廃止する部門数	コピーは認めておりません。必ず、原本をご返却ください。 ※登録証、携帯登録証の原本を紛失の場合は、 紛失届 を作成し、提出してください。

<複数部門登録中の方が、部門を選択しての廃止は出来ません。一度のボタン操作で全ての部門の廃止手続きとなります。>

申請書類提出について

提出先：一般社団法人建設コンサルタンツ協会 RCCM 資格制度事務局

〒102-0075

東京都千代田区三番町1番地（KY三番町ビル8F）

郵送の場合：上記住所宛に封筒（角2サイズ）に必要書類を同封の上、折り曲げずに簡易書留で送付してください。

持参の場合：祝祭日を除く月曜日～金曜日9：00～17：00の間にお越してください。

（12：00～13：00は昼休みの為、受付しておりません。）

*年末年始は、受付可能かを電話でご確認ください。（TEL:03-3221-8855）

業務廃止届出書作成はこちら



Web申請システム
申請書作成



Web申請システムの手続きについて

「Web申請システム申請書作成」ボタンをクリックすると左のような画面が開きますので、メールアドレスを2回入力いただきます。

これ以降の手続きにおいて数回のメール送信がありますので、日常利用されるPCのメールアドレスを設定してください。

※携帯メールは使用不可、フリーメールは推奨していません。

①設定したアドレス宛に「業務廃止届提出案内(自動配信)」が送信されます。

メールの中に申請フォームへのURLがありますので、これをクリックして申請フォームを開いてください。

・申請フォームが開きましたら、必要事項を入力してください。その後、個人特定、登録対象の判定を行い、結果をメールでお送りします。最長で1時間程度でメールが送信されますが、転居等の情報を変更していないと個人特定に時間を要し、翌営業日以降になる場合があります。

・「必須」となっている項目は入力してください。入力が全て終了しましたら「申請」ボタンを押してください。入力内容確認フォームが開きますので、入力内容を確認して間違いがなければ「はい」ボタンを押してください。

②「業務廃止届提出受付通知(自動配信)」が送信されます。

入力いただいた内容の確認メールです。

この後、受付サーバーからRCCMシステムにデータが送られ、個人特定及び登録可否の判定が行われます。個人特定が完了し、登録可能判定となった場合に次のメールが送信されます。

(様式第6号)

業務廃止届出書

年 月 日

一般社団法人 建設コンサルタンツ協会 様

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____ 姓 _____ 名 _____

記

シビルコンサルティングマネージメント（RCCM）登録規則第13条の規定により、
下記登録部門の業務廃止を登録証・簡易登録証を添えて届けます。

1. 登録している 技 術 部 門	<input type="checkbox"/> 地盤、基礎及び地質 部門 <input type="checkbox"/> 測量及び測量 部門 <input type="checkbox"/> 測量 部門 <input type="checkbox"/> 測量及び測量技術 部門 <input type="checkbox"/> 測量 <input type="checkbox"/> 測量技術 <input type="checkbox"/> 測量技術 部門 <input type="checkbox"/> 測量技術及び測量技術 <input type="checkbox"/> 測量技術 <input type="checkbox"/> 測量技術 部門 <input type="checkbox"/> 測量技術及び測量技術 <input type="checkbox"/> 測量技術 <input type="checkbox"/> 測量技術 部門 <input type="checkbox"/> 測量技術及び測量技術
2. 登録を受けている者の 氏名及び生年月日	
3. 登録している会社等	
4. 業務廃止等の理由	
5. 業務廃止部対し	年 月 日

※ 申請は必ず記入欄に、登録規則第13条の規定に基づき、
届出登録・簡易登録を併せて提出する必要があります。



届出者

登録証（紙本）

簡易登録証（紙本）

2110000023

③「業務廃止届の送付通知」が送信されます。

「業務廃止届の送付通知」には左のような業務廃止届出書が添付されています。
内容のチェック、及び右上に署名・捺印を行い、添付書類とともに簡易書留で郵送してください。